

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
13	側注③	日本 <u>工業</u> 規格で定められた,	日本 <u>産業</u> 規格で定められた,
14	脚注	「日本 <u>工業</u> 規格 (Japanese Industrial Standards)」のこと。	「日本 <u>産業</u> 規格 (Japanese Industrial Standards)」のこと。
153	右図	出典 <sup>ジス</sup> JIS (日本 <u>工業</u> 規格) ほか	出典 <sup>ジス</sup> JIS (日本 <u>産業</u> 規格) ほか

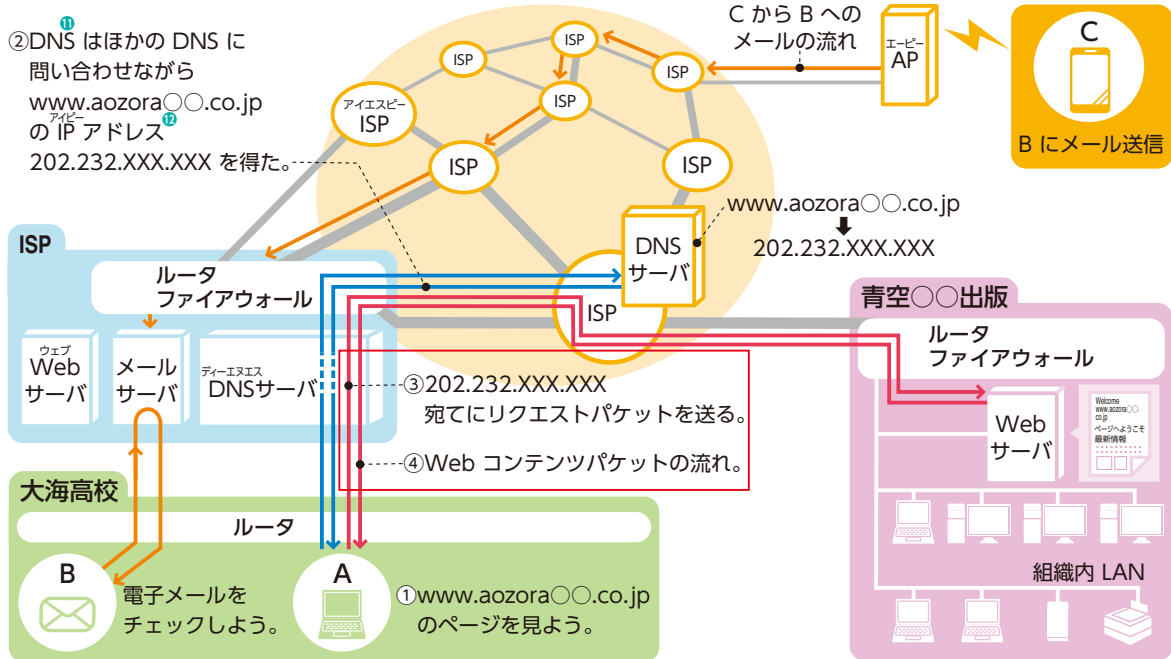


図4 インターネットの仕組み

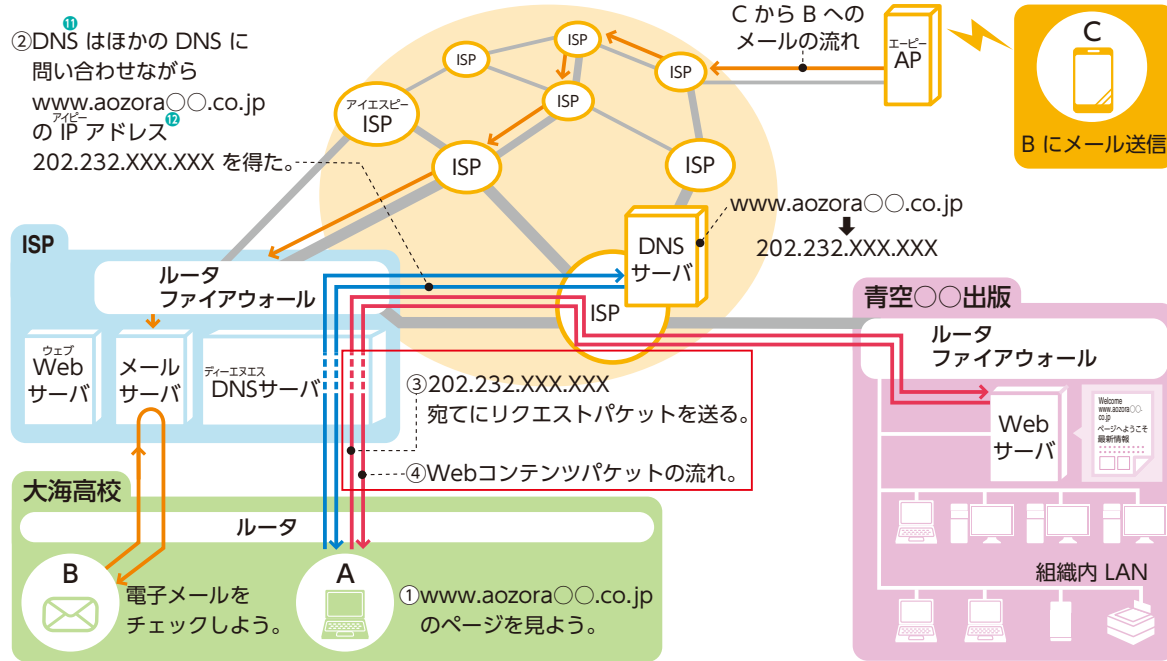
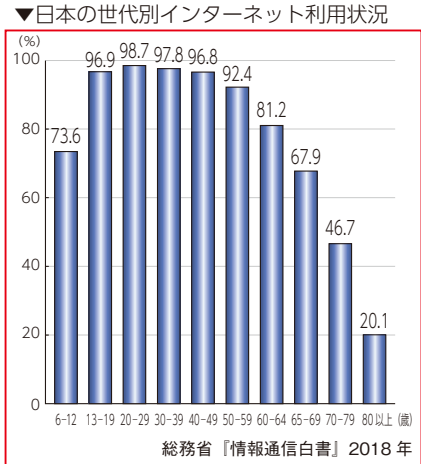
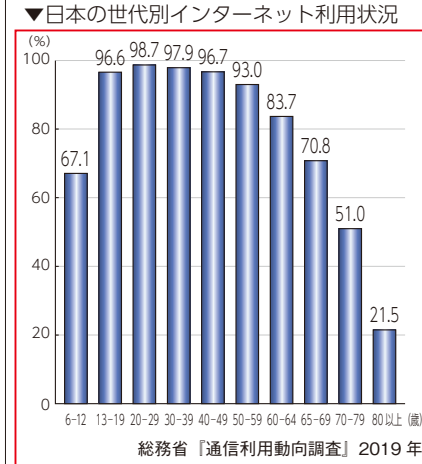


図4 インターネットの仕組み

95 図1



▲図1 デジタルデバイドの例



▲図1 デジタルデバイドの例

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																												
ページ	行																																																																																																																														
153	右図	<table border="1"> <tr><td>Tab</td><td>タブ</td></tr> <tr><td>ESC</td><td>エスケープ</td></tr> <tr><td>Alt</td><td>オルト</td></tr> <tr><td>Shift</td><td>シフト</td></tr> <tr><td>Ctrl</td><td>コントロール</td></tr> <tr><td>!</td><td>エクスクラメーションマーク</td></tr> <tr><td>"</td><td>ダブルクォーテーションマーク</td></tr> <tr><td>#</td><td><u>シャープ</u></td></tr> <tr><td>\$</td><td>ダラー (ドル)</td></tr> <tr><td>%</td><td>パーセント</td></tr> <tr><td>&amp;</td><td>アンバサンド (アンド)</td></tr> <tr><td>'</td><td>アポストロフィ</td></tr> <tr><td>^</td><td>ハット</td></tr> <tr><td>@</td><td>アットマーク</td></tr> <tr><td>*</td><td>アスタリスク</td></tr> <tr><td>:</td><td>コロソ</td></tr> <tr><td>;</td><td>セミコロソ</td></tr> <tr><td>,</td><td>コンマ</td></tr> <tr><td>.</td><td>ピリオド (ドット)</td></tr> <tr><td>[ ]</td><td>スクエアブラケツ</td></tr> <tr><td>&lt; &gt;</td><td>アソグルブラケツ</td></tr> <tr><td>{ }</td><td>カーリーブラケツ</td></tr> <tr><td>()</td><td>パーレン</td></tr> <tr><td>/</td><td>スラッシュ</td></tr> <tr><td>\</td><td>バックスラッシュ</td></tr> <tr><td>-</td><td>ハイフソ</td></tr> <tr><td>_</td><td>アンダーバー</td></tr> <tr><td>¥</td><td>エン</td></tr> <tr><td>~</td><td>チルダ</td></tr> <tr><td>?</td><td>クエスチヨソマーク</td></tr> <tr><td> </td><td><u>パイプライン</u></td></tr> </table>	Tab	タブ	ESC	エスケープ	Alt	オルト	Shift	シフト	Ctrl	コントロール	!	エクスクラメーションマーク	"	ダブルクォーテーションマーク	#	<u>シャープ</u>	\$	ダラー (ドル)	%	パーセント	&	アンバサンド (アンド)	'	アポストロフィ	^	ハット	@	アットマーク	*	アスタリスク	:	コロソ	;	セミコロソ	,	コンマ	.	ピリオド (ドット)	[ ]	スクエアブラケツ	< >	アソグルブラケツ	{ }	カーリーブラケツ	()	パーレン	/	スラッシュ	\	バックスラッシュ	-	ハイフソ	_	アンダーバー	¥	エン	~	チルダ	?	クエスチヨソマーク		<u>パイプライン</u>	<table border="1"> <tr><td>Tab</td><td>タブ</td></tr> <tr><td>ESC</td><td>エスケープ</td></tr> <tr><td>Alt</td><td>オルト</td></tr> <tr><td>Shift</td><td>シフト</td></tr> <tr><td>Ctrl</td><td>コントロール</td></tr> <tr><td>!</td><td>エクスクラメーションマーク</td></tr> <tr><td>"</td><td>ダブルクォーテーションマーク</td></tr> <tr><td>#</td><td><u>番号記号</u></td></tr> <tr><td>\$</td><td>ダラー (ドル)</td></tr> <tr><td>%</td><td>パーセント</td></tr> <tr><td>&amp;</td><td>アンバサンド (アンド)</td></tr> <tr><td>'</td><td>アポストロフィ</td></tr> <tr><td>^</td><td>ハット</td></tr> <tr><td>@</td><td>アットマーク</td></tr> <tr><td>*</td><td>アスタリスク</td></tr> <tr><td>:</td><td>コロソ</td></tr> <tr><td>;</td><td>セミコロソ</td></tr> <tr><td>,</td><td>コンマ</td></tr> <tr><td>.</td><td>ピリオド (ドット)</td></tr> <tr><td>[ ]</td><td>スクエアブラケツ</td></tr> <tr><td>&lt; &gt;</td><td>アソグルブラケツ</td></tr> <tr><td>{ }</td><td>カーリーブラケツ</td></tr> <tr><td>()</td><td>パーレン</td></tr> <tr><td>/</td><td>スラッシュ</td></tr> <tr><td>\</td><td>バックスラッシュ</td></tr> <tr><td>-</td><td>ハイフソ</td></tr> <tr><td>_</td><td>アンダーバー</td></tr> <tr><td>¥</td><td>エン</td></tr> <tr><td>~</td><td>チルダ</td></tr> <tr><td>?</td><td>クエスチヨソマーク</td></tr> <tr><td> </td><td><u>縦線</u></td></tr> </table>	Tab	タブ	ESC	エスケープ	Alt	オルト	Shift	シフト	Ctrl	コントロール	!	エクスクラメーションマーク	"	ダブルクォーテーションマーク	#	<u>番号記号</u>	\$	ダラー (ドル)	%	パーセント	&	アンバサンド (アンド)	'	アポストロフィ	^	ハット	@	アットマーク	*	アスタリスク	:	コロソ	;	セミコロソ	,	コンマ	.	ピリオド (ドット)	[ ]	スクエアブラケツ	< >	アソグルブラケツ	{ }	カーリーブラケツ	()	パーレン	/	スラッシュ	\	バックスラッシュ	-	ハイフソ	_	アンダーバー	¥	エン	~	チルダ	?	クエスチヨソマーク		<u>縦線</u>
Tab	タブ																																																																																																																														
ESC	エスケープ																																																																																																																														
Alt	オルト																																																																																																																														
Shift	シフト																																																																																																																														
Ctrl	コントロール																																																																																																																														
!	エクスクラメーションマーク																																																																																																																														
"	ダブルクォーテーションマーク																																																																																																																														
#	<u>シャープ</u>																																																																																																																														
\$	ダラー (ドル)																																																																																																																														
%	パーセント																																																																																																																														
&	アンバサンド (アンド)																																																																																																																														
'	アポストロフィ																																																																																																																														
^	ハット																																																																																																																														
@	アットマーク																																																																																																																														
*	アスタリスク																																																																																																																														
:	コロソ																																																																																																																														
;	セミコロソ																																																																																																																														
,	コンマ																																																																																																																														
.	ピリオド (ドット)																																																																																																																														
[ ]	スクエアブラケツ																																																																																																																														
< >	アソグルブラケツ																																																																																																																														
{ }	カーリーブラケツ																																																																																																																														
()	パーレン																																																																																																																														
/	スラッシュ																																																																																																																														
\	バックスラッシュ																																																																																																																														
-	ハイフソ																																																																																																																														
_	アンダーバー																																																																																																																														
¥	エン																																																																																																																														
~	チルダ																																																																																																																														
?	クエスチヨソマーク																																																																																																																														
	<u>パイプライン</u>																																																																																																																														
Tab	タブ																																																																																																																														
ESC	エスケープ																																																																																																																														
Alt	オルト																																																																																																																														
Shift	シフト																																																																																																																														
Ctrl	コントロール																																																																																																																														
!	エクスクラメーションマーク																																																																																																																														
"	ダブルクォーテーションマーク																																																																																																																														
#	<u>番号記号</u>																																																																																																																														
\$	ダラー (ドル)																																																																																																																														
%	パーセント																																																																																																																														
&	アンバサンド (アンド)																																																																																																																														
'	アポストロフィ																																																																																																																														
^	ハット																																																																																																																														
@	アットマーク																																																																																																																														
*	アスタリスク																																																																																																																														
:	コロソ																																																																																																																														
;	セミコロソ																																																																																																																														
,	コンマ																																																																																																																														
.	ピリオド (ドット)																																																																																																																														
[ ]	スクエアブラケツ																																																																																																																														
< >	アソグルブラケツ																																																																																																																														
{ }	カーリーブラケツ																																																																																																																														
()	パーレン																																																																																																																														
/	スラッシュ																																																																																																																														
\	バックスラッシュ																																																																																																																														
-	ハイフソ																																																																																																																														
_	アンダーバー																																																																																																																														
¥	エン																																																																																																																														
~	チルダ																																																																																																																														
?	クエスチヨソマーク																																																																																																																														
	<u>縦線</u>																																																																																																																														

## 著作権法

1970(昭和45)年5月6日公布, 2015(平成27)年6月24日改正(抜粋)

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

**第一条 (目的)** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的産物の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第二章 著作者の権利

#### 第一節 著作物

**第十条 (著作物の例示)** この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
  - 二 音楽の著作物
  - 三 舞踊又は無言劇の著作物
  - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
  - 五 建築の著作物
  - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
  - 七 映画の著作物
  - 八 写真の著作物
  - 九 プログラムの著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

#### 第三節 権利の内容

#### 第二款 著作者人格権

**第十八条 (公表権)** 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

**第十九条 (氏名表示権)** 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。

**第二十条 (同一性保持権)** 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けられないものとする。

#### 第三款 著作権の制限

**第三十条 (私的使用のための複製)** 著作権の目的となつていて著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とすることは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにする)をいう。第百二十条の第二号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じ

三 ないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されるい特別な性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定められるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定められるのに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

**第三十二条 (引用)** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名称の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載することができ。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

**第三十五条 (学校その他の教育機関における複製等)** 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとならぬ場合は、この限りでない。

**第四十七条の三 (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)** プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

#### 第四節 保護期間

**第五十一条 (保護期間の原則)** 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。)五十年を経過するまでの間、存続する。

#### 第八章 前則

**第一百十九条** 著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作権隣接権(同条第四項の規定により著作権隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の第二号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作権隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 著作者人格権又は実演者人格権を侵害した者(第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演者人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)
- 二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作権隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

## 著作権法

1970 (昭和45)年5月6日公布, 2018 (平成30)年7月13日改正 (抜粋)

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

**第一条 (目的)** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的産物の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第二章 著作者の権利

#### 第一節 著作物

**第十条 (著作物の例示)** この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

#### 第三節 権利の内容

#### 第二款 著作者人格権

**第十八条 (公表権)** 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公表に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

**第十九条 (氏名表示権)** 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公表への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。

**第二十条 (同一性保持権)** 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

#### 第三款 著作権の制限

**第三十条 (私的使用のための複製)** 著作権の目的となつていてる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とすときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されていている機器をいう。）を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようになつていこと）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じ

三 ないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合  
著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

**第三十二条 (引用)** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の意義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載することができ。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

**第三十五条 (学校その他の教育機関における複製等)** 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様により著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

**第四十七条の三 (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)** プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

#### 第四節 保護期間

**第五十一条 (保護期間の原則)** 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

#### 第八章 罰則

**第三十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百二十条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**